

小牧市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和8年1月30日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 石 田 知早人

定期監査の結果に関する措置状況（福祉部）

福祉総務課

〔指摘事項〕

収入印紙が必要な契約において、契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。速やかに必要な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

指摘事項について、必要な印紙を貼付しました。当該契約については、「準委任契約」にあたるため貼付不要と理解しておりましたので、今後は、収入印紙の要否の判断に迷う場合には、税務署に確認を仰ぎながら適正な事務処理に努めます。

保険医療課

〔指摘事項〕

個人情報等情報資産に関する特記事項を添付した契約において、運用手順で定められた個人情報管理体制等届出書が提出されていないものがあった。速やかに必要な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

個人情報管理体制等届出書を受理しました。
今後は、業務開始前に個人情報管理体制等届出書を収受することを含む個人情報の管理にかかる事務手続きを適切に進めるとともに、市職員の個人情報の管理に関する認識について研修の受講や情報セキュリティポリシーの確認などにより深めてまいります。